

該当箇所	旧表記	新表記	内容																												
第9条 (会員資格の停止および取消)	<p>1. 貸渡人は、会員が以下の各号いずれか一つにでも該当するときは、事前の通知または催告なく、会員資格の停止および取消しを行うことができるものとします。</p> <p>(1) カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許資格を喪失したとき。</p> <p>(2) 本約款等に違反したとき。</p> <p>(3) 貸渡人への虚偽の申請があったとき。</p> <p>(4) 本サービス利用料、貸渡人へのその他の金銭債務の履行を遅滞し、または支払を拒否したとき。</p> <p>(5) 第2条第3項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(6) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき、クレジットカード会社から当社に対し本サービス利用料その他の金銭債務に関する会員の請求を停止するよう要請があったとき、または会員の指定したクレジットカードの身振の不足が確認されたとき。</p> <p>(7) 差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売の申立を受けたとき。</p> <p>(8) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算を申立て、またはこれらの申立を受けたとき。</p> <p>(9) 解散を決議し、または任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。</p> <p>(10) 自ら撤出し、引受を為し、または保証を行った手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>(11) 他の会員または第三者に著しく迷惑を掛ける行為（カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、カーシェアリング車両に備え付けられた商品の持ち去り・破壊、無断延長、カーシェアリング車両の乗り捨て、カーシェアリング車両へのペットの同乗等を含みますがこれらに限らない）を行ったと貸渡人が合理的に判断したとき。</p> <p>(12) 酒気帯び運転等の道路交通法により禁止された態様の運転をしたとき、道路交通法に基づき駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、貸渡人が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令に係る同法同条第6項の弁明書を受領したとき、その他法令に違反する行為をしたとき。</p> <p>(13) カーシェアリング車両を用いて、道路運送法第4条に違反する、送迎等サービスを提供し対価として金銭を徴収する行為を行っているとして貸渡人が判断したとき。</p> <p>(14) カーシェアリング車両を用いて、違法行為を行った、または、行う可能性があるとして貸渡人が判断したとき。</p> <p>(15) 本サービス中に複数回の事故を起こした場合、悪質性が高いと判断される運転を行った場合等、安全管理上、貸渡人が本サービスを提供すべきでないとして合理的に判断したとき。</p> <p>(16) 行為能力または権利能力を喪失したとき。</p> <p>(17) 第21条の各号に定める禁止行為を行ったとき。</p> <p>(18) その他、本サービスの提供が不適当であると貸渡人が合理的に判断したとき。</p> <p>(19) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者（以下「暴力団員等」といいます）であると認められたとき、または暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、または暴力団員等と交流している事実が判明したとき。</p>	<p>1. 貸渡人は、会員が以下の各号いずれか一つにでも該当するときは、事前の通知または催告なく、会員資格の停止および取消しを行うことができるものとします。</p> <p>(1) カーシェアリング車両の運転に必要な運転免許資格を喪失したとき。</p> <p>(2) 本約款等に違反したとき。</p> <p>(3) 貸渡人への虚偽の申請があったとき。</p> <p>(4) 本サービス利用料、貸渡人へのその他の金銭債務の履行を遅滞し、または支払を拒否したとき。</p> <p>(5) 第2条第3項各号のいずれかに該当するとき。</p> <p>(6) クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止されたとき、クレジットカード会社から当社に対し本サービス利用料その他の金銭債務に関する会員への請求を停止するよう要請があったとき、または会員の指定したクレジットカードの身振の不足が確認されたとき。</p> <p>(7) 差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売の申立を受けたとき。</p> <p>(8) 破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算を申立て、またはこれらの申立を受けたとき。</p> <p>(9) 解散を決議し、または任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。</p> <p>(10) 自ら撤出し、引受を為し、または保証を行った手形もしくは小切手が不渡りとなったとき。</p> <p>(11) 他の会員または第三者に著しく迷惑を掛ける行為（カーシェアリング車両の車内での喫煙、物品等の放置、カーシェアリング車両の汚損、カーシェアリング車両に備え付けられた商品 および貸渡人が貸し出しを行った商品の 持ち去り・破壊、無断延長、カーシェアリング車両の乗り捨て、カーシェアリング車両へのペットの同乗等を含みますがこれらに限らない）を行ったと貸渡人が合理的に判断したとき。</p> <p>(12) 酒気帯び運転等の道路交通法により禁止された態様の運転をしたとき、道路交通法に基づき駐車違反に係る反則金の納付をしないとき、貸渡人が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令に係る同法同条第6項の弁明書を受領したとき、その他法令に違反する行為をしたとき。</p> <p>(13) カーシェアリング車両を用いて、道路運送法第4条に違反する、送迎等サービスを提供し対価として金銭を徴収する行為を行っているとして貸渡人が判断したとき。</p> <p>(14) カーシェアリング車両を用いて、違法行為を行った、または、行う可能性があるとして貸渡人が判断したとき。</p> <p>(15) 本サービス中に複数回の事故を起こした場合、悪質性が高いと判断される運転を行った場合等、安全管理上、貸渡人が本サービスを提供すべきでないとして合理的に判断したとき。</p> <p>(16) 行為能力または権利能力を喪失したとき。</p> <p>(17) 第21条の各号に定める禁止行為を行ったとき。</p> <p>(18) その他、本サービスの提供が不適当であると貸渡人が合理的に判断したとき。</p> <p>(19) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくは関係者、またはその他の反社会的組織に属している者（以下「暴力団員等」といいます）であると認められたとき、または暴力団、暴力団関係団体等の維持、運営に協力若しくは関与し、または暴力団員等と交流している事実が判明したとき。</p>	<p>チャイルドシートの貸出開始に伴い、車両購入以外の貸出商品に関して追記いたしました。</p>																												
第27条 (日常点検整備)	<p>2. 会員は、カーシェアリング車両を借り受ける都度、カーシェアリング車両の損傷、部品の紛失、カーシェアリング車両に備え付けられた商品の紛失等がないか点検を実施するものとします。</p>	<p>2. 会員は、カーシェアリング車両を借り受ける都度、カーシェアリング車両の損傷、部品の紛失、カーシェアリング車両に備え付けられた商品の紛失等がないか点検を実施するものとします。</p>	<p>チャイルドシートの貸出開始に伴い、車両購入以外の貸出商品を含むため一部文言を削除しました。</p>																												
第28条 (会員の管理責任)	<p>2. 法令で定められた装備品（チャイルドシート、ジュニアシート、初心者運転補助、高齢者運転補助など）は、会員がその費用と責任において確保した上で適正に装着するものとし、貸渡人は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>2. 法令で定められた装備品（チャイルドシート、ジュニアシート、初心者運転補助、高齢者運転補助など）は、カーシェアリング車両に備え付けられた商品、貸渡人が貸し出した商品を含め、会員がその費用と責任において確保した上で適正に装着するものとし、貸渡人は一切責任を負わないものとします。</p>	<p>チャイルドシートの貸出開始に伴い、車両購入以外の貸出商品に関して追記いたしました。</p>																												
第33条 (賠償責任)	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両を利用して第三者または貸渡人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、貸渡人の責に帰すべき事由による場合を除きます。</p>	<p>1. 会員は、カーシェアリング車両 および商品 を利用して第三者または貸渡人に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、貸渡人の責に帰すべき事由による場合を除きます。 また、カーシェアリング車両および商品の利用により会員自身に損害が発生した場合、本条第3項の場合を除き、貸渡人はその損害を賠償しないものとします。</p>	<p>同上</p>																												
第41条 (個人情報の取り扱い)	<p>1. 貸渡人は、会員から取得した個人情報を以下の各号に定める目的で使用します。</p> <p>(1) 会員の会員資格等の確認、本人認証、貸渡の予約・実績等の管理、貸渡料金等の決済、自動車事故または車両トラブル発生時等の事実確認、車両管理および損害保険対応、その他会員に対する本サービスの提供。</p> <p>(2) 各種お問い合わせ、ご要望事項等に対する対応。</p> <p>(3) 本サービスに関するご案内（イベント・キャンペーン等の開催通知等を含みます）。</p> <p>(4) 貸渡人の商品、サービスおよび活動に関する案内（イベント・キャンペーン等の開催通知等を含みます）。</p> <p>(5) 本サービスの開発またはそれに関する顧客等の満足度向上策等の検討のため行うアンケート調査。</p> <p>(6) 貸渡人の商品およびサービスの開発またはそれに関する顧客等の満足度向上策等の検討のため行うアンケート調査。</p> <p>(7) クレジットの与信および与信管理その他本サービスの提供に伴う債権管理。</p> <p>(8) その他上記各号に関連または関連する業務。</p>	<p>1. 貸渡人は、会員から取得した個人情報を 当社のプライバシーポリシー (https://www.eemo-share.jp/privacy/) に従って利用するものとします。</p>	<p>個人情報の取り扱いに関して、会社のプライバシーポリシーの記載に従う形に修正いたしました。</p>																												
	<p>2. 貸渡人は、会員から取得した個人情報を、以下の各号の通り共同利用する場合があります。</p> <p>(1) 共同利用 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同利用する個人情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、免許証情報、本サービスの利用履歴、ドライブレコーダーに記録された情報 ● 共同利用する範囲：当社および当社以外の貸渡人 ● 共同利用の目的：貸渡の予約・実績等の管理、自動車事故または車両トラブル発生時等の事実確認、車両管理および損害保険対応、会員からの問い合わせ対応、その他会員に対する本サービスの提供 ● 個人情報の管理責任者：株式会社REXEV <p>(2) 共同利用 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同利用する個人情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本サービスの利用履歴 ● 共同利用する範囲：湘南電力株式会社 ● 共同利用の目的：本サービスと電気供給のセットサービスの提案およびこれらのサービスの契約締結および履行 ● 個人情報の管理責任者：株式会社REXEV <p>(3) 共同利用 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 共同利用する個人情報：氏名、住所、電話番号、メールアドレス、免許証情報、本サービスの利用履歴 ● 共同利用する範囲：当社システムを利用してカーシェアリングサービスを提供する事業者 ● 共同利用の目的：会員に対する複数事業者間での共通アカウントによるサービス利用の提案およびこれらのサービスの契約締結および履行 ● 個人情報の管理責任者：株式会社REXEV 	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>																												
	<p>3. 貸渡人は、以下の各号の場合を除き、会員から取得した個人情報を会員の同意なく貸渡人を除く第三者に提供しませんものとします。</p> <p>(1) 法令により提供が求められる場合。</p> <p>(2) 人の生命、身体または財産の保護のために提供が必要あり、会員の同意を得ることが困難である場合。</p> <p>(3) カーシェアリング車両に係る事故または車両トラブルが発生した場合に、警察による捜査、損害保険対応等のため、引受損害保険会社等に会員の個人情報および事故に関する情報を提供する場合。</p> <p>(4) 業務を円滑に遂行するため、第1項に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。</p> <p>(5) その他法令に定めのある場合。</p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>																												
	<p>4. 貸渡人は、第1項に定める利用目的に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部または一部を委託することができるものとします。この場合、貸渡人は、委託先としての適切性を十分審査するとともに、契約にあたって守秘義務に関する事項等を定め、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。</p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>																												
	<p>5. 本条に定めるほか、個人情報の取扱いについては、サービスサイトに掲載する「プライバシーポリシー」によるものとします。</p>	<p>(削除)</p>	<p>同上</p>																												
別紙 貸渡人一覧	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ステーションの所在地</th> <th>貸渡人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大塚府大塚市天王寺区</td> <td>大阪ガスオートサービス株式会社</td> </tr> <tr> <td>愛知名古屋市守山店</td> <td>有限会社鞍山商店</td> </tr> <tr> <td>上記以外の所在地</td> <td>株式会社REXEV</td> </tr> </tbody> </table>	ステーションの所在地	貸渡人	大塚府大塚市天王寺区	大阪ガスオートサービス株式会社	愛知名古屋市守山店	有限会社鞍山商店	上記以外の所在地	株式会社REXEV	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ステーションの所在地</th> <th>貸渡人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知名古屋市守山店</td> <td>有限会社鞍山商店</td> </tr> <tr> <td>青森県三沢市南町</td> <td>小坂工務店株式会社</td> </tr> <tr> <td>青森県三沢市中央町</td> <td>有限会社鞍山商店</td> </tr> <tr> <td>大塚府大塚市天王寺区</td> <td>大阪ガスオートサービス株式会社</td> </tr> <tr> <td>香川県高松市福島西町</td> <td>大塚産業株式会社</td> </tr> <tr> <td>香川県高松市津和町</td> <td>大塚産業株式会社</td> </tr> <tr> <td>埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目</td> <td>JA三井リースオート株式会社</td> </tr> <tr> <td>東京都板橋区水川町</td> <td>平野石油販売株式会社</td> </tr> <tr> <td>上記以外の所在地</td> <td>株式会社REXEV</td> </tr> </tbody> </table>	ステーションの所在地	貸渡人	愛知名古屋市守山店	有限会社鞍山商店	青森県三沢市南町	小坂工務店株式会社	青森県三沢市中央町	有限会社鞍山商店	大塚府大塚市天王寺区	大阪ガスオートサービス株式会社	香川県高松市福島西町	大塚産業株式会社	香川県高松市津和町	大塚産業株式会社	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目	JA三井リースオート株式会社	東京都板橋区水川町	平野石油販売株式会社	上記以外の所在地	株式会社REXEV	<p>ステーション所在地毎の貸渡人の追加に伴い変更いたします</p>
ステーションの所在地	貸渡人																														
大塚府大塚市天王寺区	大阪ガスオートサービス株式会社																														
愛知名古屋市守山店	有限会社鞍山商店																														
上記以外の所在地	株式会社REXEV																														
ステーションの所在地	貸渡人																														
愛知名古屋市守山店	有限会社鞍山商店																														
青森県三沢市南町	小坂工務店株式会社																														
青森県三沢市中央町	有限会社鞍山商店																														
大塚府大塚市天王寺区	大阪ガスオートサービス株式会社																														
香川県高松市福島西町	大塚産業株式会社																														
香川県高松市津和町	大塚産業株式会社																														
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目	JA三井リースオート株式会社																														
東京都板橋区水川町	平野石油販売株式会社																														
上記以外の所在地	株式会社REXEV																														